

「教養教育」評価報告書

(平成12年度着手継続分 全学テーマ別評価)

奈良女子大学

平成15年3月

大学評価・学位授与機構

大学評価・学位授与機構が行う大学評価

大学評価・学位授与機構が行う大学評価について

1 評価の目的

大学評価・学位授与機構（以下「機構」）が実施する評価は、大学及び大学共同利用機関（以下「大学等」）が競争的環境の中で個性が輝く機関として一層発展するよう、大学等の教育研究活動等の状況や成果を多面的に評価することにより、その教育研究活動等の改善に役立てるとともに、評価結果を社会に公表することにより、公共的機関としての大学等の諸活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくことを目的としている。

2 評価の区分

機構の実施する評価は、平成 14 年度中の着手までを試行的実施期間としており、今回報告する平成 13 年度着手分については、以下の 3 区分で、記載のテーマ及び分野で実施した。

- 全学テーマ別評価（教養教育（平成 12 年度着手継続分）、研究活動面における社会との連携及び協力）
- 分野別教育評価（法学系、教育学系、工学系）
- 分野別研究評価（法学系、教育学系、工学系）

3 目的及び目標に即した評価

機構の実施する評価は、大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、当該大学等が有する目的及び目標に即して行うことを基本原則としている。そのため、大学等の設置の趣旨、歴史や伝統、人的・物的条件、地理的条件、将来計画などを考慮して、明確かつ具体的に目的及び目標が整理されることを前提とした。

全学テーマ別評価「教養教育」について

1 評価の対象

本テーマでは、学部段階の教養教育（大学設置基準に示されている「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」ための教育）について、各大学が整理した教養教育の目的及び目標を実現するための取組状況及びその達成状況等について、評価を実施した。

この定義から、本評価では一般教育的内容を全部又は一部含む教育を対象とし、教養学部等における専門教育は取り扱わなかった。

対象機関は、設置者（文部科学省）から要請のあった、国立大学（大学院のみを置く大学及び短期大学を除く 95 大学）とした。

2 評価の内容・方法

評価は、大学の現在の活動状況について、過去 5 年間の状況の分析を通じて、次の 4 つの評価項目により実施した。

- 実施体制、
- 教育課程の編成、
- 教育方法、
- 教育の効果

3 評価のプロセス

- (1) 評価の準備のため、各大学の目的及び目標、取組状況等を調査し、実状調査報告書として平成 13 年 9 月に公表した。
- (2) 大学においては、機構の示す要項に基づき自己評価を行い、自己評価書（根拠となる資料・データを含む。）を平成 14 年 7 月末に機構へ提出した。
- (3) 機構においては、専門委員会の下に、専門委員会委員及び評価員による評価チームを編成し、自己評価書の書面調査及びヒアリングの結果を踏まえて評価を行い、その結果を専門委員会で取りまとめ、大学評価委員会で平成 15 年 1 月に評価結果を決定した。
- (4) 機構は、評価結果に対する対象大学の意見の申立てのを行った後、最終的に大学評価委員会において平成 15 年 3 月に評価結果を確定した。

4 本報告書の内容

「対象機関の概要」、「教養教育に関するとりえ方」及び「教養教育に関する目的及び目標」は、当該大学から提出された自己評価書から転載している。

「評価項目ごとの評価結果」は、評価項目ごとに、「目的及び目標の達成への貢献の状況」（「目的及び目標で意図した実績や効果の状況」として、活動等の状況と判断根拠・理由等を記述し、当該評価項目全体の水準を以下の 5 種類の「水準を分かりやすく示す記述」を用いて示している。

- ・十分に貢献している。
- ・おおむね貢献しているが、改善の余地もある。
- ・かなり貢献しているが、改善の必要がある。
- ・ある程度貢献しているが、改善の必要が相当にある。
- ・貢献しておらず、大幅な改善の必要がある。

（教育の効果の評価項目では、「挙がって」と、「余地もある」を「余地がある」と記述している。）

なお、これらの水準は、当該大学の設定した目的及び目標に対するものであり、大学間で相対比較することは意味を持たない。

また、評価項目全体から見て特に重要な点を、「特に優れた点及び改善を要する点等」として記述している。

「評価結果の概要」は、評価に用いた観点及び当該評価項目全体の水準等を示している。

「意見の申立て及びその対応」は、評価結果に対する意見の申立てがあった大学について、その内容とそれへの対応を併せて示している。

「特記事項」は、各大学において、自己評価を実施した結果を踏まえて特記する事項がある場合に任意記述を求めたものであり、当該大学から提出された自己評価書から転載している。

5 本報告書の公表

本報告書は、大学及びその設置者に提供するとともに、広く社会に公表している。

対象機関の概要

大学から提出された自己評価書から転載

- 1 機関名：奈良女子大学
- 2 所在地：奈良県奈良市
- 3 学部・研究科構成
(学 部) 文学部, 理学部, 生活環境学部
(研究科) 大学院人間文化研究科
- 4 学生総数及び教員総数
学生総数 2,782 名(うち学部学生数 2,187 名)
教員総数 292 名(附属学校・園を含む。)
- 5 特徴

奈良女子大学は、1908(明治 41)年に設置された奈良女子高等師範学校を前身とする。同校は、「女子師範学校、師範学校女子部及高等女学校ノ教員タルベキ者ヲ養成シ兼テ普通教育及幼児保育ノ方法ヲ研究スル(奈良女子高等師範学校校則第 1 条)ことを目的としていたが、女子の進学が制限されていた時代にあつては、実質的に、東京女子高等師範学校(現お茶の水女子大学の前身)と共に、「女子の最高学府」として存在していた。

第二次世界大戦後、新たに発布された日本国憲法の下で、法的に男女同権が保障され、各県に男女共学の総合大学が設置されたが、奈良女子大学は、上述のような歴史的経緯に基づき、「女子の最高教育機関」(本学学則第 1 条)としてスタートしたものである。

1954(昭和 29)年、さらに高度な研究を推進するため、学部の上に専攻科が置かれ、それが 1964(昭和 39)年に、「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うこと」(大学院設置基準第 3 条)を目的とする大学院修士課程に発展した。また 1980(昭和 55)年に、「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識と能力を養うこと」(大学院設置基準第 4 条)を目的とする大学院博士課程人間文化研究科が独立研究科として設置され、さらに 1998(平成 10)年にいって、大学院は修士課程を併せ「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与すること」(本学大学院学則第一条)を目的とする区分制博士課程(前期、後期)の大学院人間文化研究科に改組された。

わが国の女子の最高学府として、独自の教育環境のもとで自立心と知的展開能力を持つ多様な人材を養成し、卒業生・修了生が社会の多方面で活躍している。

教養教育に関する考え方

大学から提出された自己評価書から転載

本学の学部教育における教養教育の基本は、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」ことにあると考えている。本学の学生は、学部卒業後直ちに実社会に出ようとする者と大学院に進学を希望する者に大別されるが、この両者の要求を同時に充足しうる教育課程の編成の重要性を認識している。すなわち、本学の教養教育においては、従来の一般教養的な教育内容の科目に加えて、次のような点を考慮した科目の開設を重視している。

- ・現代社会が提起する諸問題を直視しつつ、学問の再編成・総合化、さらには新たな学問領域の開拓への試みなどに基づく科目
- ・情報化社会や国際化などの現代的課題に対応できる能力の育成を目的とする科目
- ・本学学部における専門教育、さらには大学院における教育までも視野に入れた専門教育への導入の科目

1991(平成 3)年の大学設置基準の大綱化を受け、本学では、1993(平成 5)年度から授業科目の区分及び履修方法の改正を行った。授業科目区分では、従来の「一般教育科目」と「専門教育科目」の区分を「全学共通科目」(教養科目、外国語科目及び保健体育科目)と「専門科目」に改めた。履修方法についても、これまで科目区分ごとに示されていた必要修得単位数の弾力化を図った。また、高学年でも「全学共通科目」を履修できるようにする一方で、逆に「専門科目」も 1 年次から履修できる科目を用意するなど、履修年次を柔軟に扱い、専門教育を学が段階で必要となる教養科目を選択できるようにした。

教養科目は、文化系科目と自然系科目の区分のほかに総合科目を設け、特に時代的要請の高い分野の科目の充実を図っている。外国語は、「国際化などの進展に適切に対応するための外国語能力の育成」に配慮することが重要であると考え、このためには多様な外国語科目を開講すると同時に、従来の「異文化を理解するための語学」とともに「コミュニケーションの手段としての外国語教育」にも十分配慮している。保健体育科目については、「生涯を通じての心身の健康の保持・増進を図り得よう」配慮することが重要と考え、学外施設を利用したスキー、海のスポーツなどの集中学習も行っている。

また、教養的内容と専門的内容を併せ持つ科目を「積極開放科目」と位置づけ、全学学生に開放している。

教養教育に関する目的及び目標

大学から提出された自己評価書から転載

1 目的

本学では教養教育の基本を幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するところにあると考えている。同時に各学問分野の到達点の教育と、先端的研究を基本としつつ、国際化の進行、学問の総合化、国立女子大学としての存在意義と役割、奈良の地域性など、本学をとりまく諸問題を見据えた、個性のある教育体制の実現をめざしている。

このような視点に立ち、本学の教養教育は、深い教養と専門教育についての基礎的学力を確実に養い、合わせて社会の諸分野において積極的に活躍できる人材の育成をめざす。その際、学生の主体的な学習意欲を引き出し、それに応えることを主眼に編成する。以上の観点に立つて「教養教育の目的」を以下のように掲げる。

1) 幅広く深い教養を身につけた人材の育成

社会でその能力をより有効に発揮するために必要となる広い視野と、豊かな教養を身につけさせるとともに優れた判断能力の育成をめざす。

2) 専門領域における基礎的学力の養成

社会が求める多様な専門的職業人の養成に応えるとともに、さらに高度な専門的職業人や研究者の養成に結びつく基礎的学力と、積極的に課題に取り組む学習・研究意欲を育むことをめざす。

2 目標

以上に掲げた目的を実現するために、以下のような目標を設定する。

1) 幅広く深い教養を獲得できるよう教養教育の水準を維持・向上させる。

教養的な科目は、「全学共通科目」として取り扱う。その受講に関しては、学部や履修時期の制限を設けず、専門教育を学ぶ段階で、その専門に必要な教養科目を主体的に判断して選択できるよう配慮する。

また、国際化や情報化の進展など、現代社会の要請や学問の進展に対応した多様な科目を開設する。放送大学との協定に基づく科目履修を拡大するとともに、近隣大学との間での単位互換協定の締結を推進する。

さらに、「総合科目」を設け、「環境問題」、「生命と倫理」、「高齢化社会問題」、「人口と食糧問題」、「戦争と平和」、「人権問題」など現代社会が逢着する諸問題を扱うと同時に、幅広い教養を身につけることによって学問の

総合化と再編成に対応する。

2) 専門領域についての基礎的学力を養成するための科目の充実を図る。

多様な専門的職業人の養成と、さらに高度な専門的職業人や研究者を育てるような基礎的学力を養成するため、学部における専門科目の基礎学力の育成だけでなく、大学院での専門教育をも視野に入れた教養教育科目を開設する。このために一般教養的内容と専門的内容を併せ持つ「積極開放科目」を設ける。

3) 本学の特色となる科目の充実。

本学の教養教育の特色を示す総合科目として「女性と社会」のようなジェンダーに関する科目や、文化系科目としての「美学美術史」といった、本学が位置する奈良の地に関連する講義内容の科目を開講する。

4) 現代的課題に関する学生のニーズに応える科目の充実

情報化社会の進展に対応するため、文系理系を問わず受講できる情報教育を充実させる。また、国際化社会に対応するため多様な外国語科目を開講するとともに、専門研究での必要性をも踏まえ「コミュニケーション手段としての外国語教育」の充実をめざす。また、留学生に対する日本語教育について十分な配慮を払う。

5) 心身の健康のため保健体育科目を開講する。

精神と身体との関係、学習・研究を進めるための基礎的体力の保持・増進をはかり、さらに生涯教育（生涯教育）へと結びつく習慣形成に寄与する意味でも、保健体育系の選択科目の積極的な履修を勧める。

6) 教養教育推進のための組織を確立する。

教養教育（「全学共通科目」）の充実策の検討とその具体化を行う。「全学共通科目」が、学生にどのように評価されているかを「学生による授業評価」によって把握し、その評価を一つの指標としつつ、教官による教育方法の自主的改善（いわゆるFD）に取り組む。2000(平成12)年度に教務事務の一元化を行ったが、さらに2002(平成14)年度には教務関係委員会の統合を行った。引き続きその効率的な運用を図るとともに、教官をはじめとする全学的な協力体制を確立する。

評価項目ごとの評価結果

1. 実施体制

目的及び目標の達成への貢献の状況

教養教育の実施組織に関する状況について

教育課程を編成するための組織としては、平成 14 年から教養教育の運営方針を検討する新教務委員会と具体的な運用、実務、調整を協議する教養科目等専門部会などを設置している。意思決定のプロセスを 1 人の委員長（副学長）のもとに一元化し、各学部教務委員会を直結させている。各学部教務委員会との微妙な認識のズレをなくすことにより、短時日のうちに意思決定して、実施に移すことを可能としていることから、相応である。

教養教育を担当する教員体制としては、全学の専任教員と（特に必要な科目について）非常勤講師を充てている。専任教員と非常勤講師の教員配置については新教務委員会の方針に基づいて各学部の教授会が決定している。専任教員が全員登録をするシステムではなく、非常勤講師が全体のコマ数の 47.5% を占めており、多様な教養科目に対応していることから、相応である。

教養教育の実施を補助、支援する体制としては、平成 13 年度は、「情報科学入門」、「情報処理入門」全クラスと外国語の中でティーチング・アシスタント（TA）を必要とする科目に演習指導の補助として TA を 18 人採用し、学生の希望に沿っている。また、教務事務に関しては、平成 12 年度に教務課を設置して、それまで 3 学部 1 研究科の事務部でそれぞれ扱っていた教務事務を一元化し、効率化、情報化に取り組んでいる。これらのことから、相応である。

教養教育を検討するための組織としては、「新教務委員会」が、毎月定例で開かれ、全学の学部教育に係る教育課程及び教育制度等や、教養教育の基本理念に基づく責任ある全学的な運営方針を検討するとともに、学部間で調整が必要な諸事項を審議している。この委員会と密接に連携する組織として、各学部に「学部教務委員会」が設置されている。これらのことから、相応である。

目的及び目標の周知・公表に関する状況について

目的及び目標の趣旨の教職員・学生への周知としては、シラバスで共通科目の内容を教職員（約 400 人）及び学生（2187 人）に配付している。他の取組や周知の程度については十分に確認できなかったことから、一部問題があるが相応である。

目的及び目標の趣旨の学外者への公表としては、学外へは公表していない。社会的な要請への取組が必要である。これらの

ことから、問題がある。

教養教育の改善のための取組状況について

学生による授業評価としては、平成 12 年度後期開講の授業科目について、学生全員に授業評価アンケート調査を実施している。結果については授業担当教員全員にフィードバックし、個々の教員に改善を促している。改善例としては、アンケートで指摘されたシラバスの記載内容について書式を変更し、毎回ごとの内容を記入する授業計画欄を設けたことが挙げられる。小規模大学という特性から評価は隔年で行われている。これらのことから、相応である。

ファカルティ・ディベロップメント（FD）としては、教育計画委員会の下に FD 小委員会を設置し、平成 11 年から年に 1 回 教職員を対象に講演会を実施しているが参加率は 14～15% と低く、その方法に検討の余地がある。また、教員の積極的参加が望まれることから、一部問題があるが相応である。

取組状況や問題点を把握するシステムとしては、新教務委員会の下部組織である FD 小委員会があるが、具体的な事例が少なく十分に機能しているとはいえない。根拠資料・データの提示がなく、分析できなかった。

問題点を改善に結びつけるシステムとしては、新教務委員会の下部組織である FD 小委員会が問題の改善点を各教員に伝達しているが、研修事業への教員の参加は少ないことから、一部問題があるが相応である。

貢献の程度（水準）

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。

特に優れた点及び改善を要する点等

目的及び目標の趣旨を学外者へ公表していないことから、社会的な要請への取組が必要であり、改善を要する点である。

FD 小委員会が実施している講演会等の研修事業への参加者が少なく、教員の授業改善の意識面で、改善を要する点である。

2. 教育課程の編成

目的及び目標の達成への貢献の状況

教育課程の編成に関する状況について

教育課程の編成の内容的な体系性としては、全学共通科目として、教養科目(文化系,自然系,総合科目),外国語科目,保健体育科目を設置しており,相応の体系が構成されている。全学共通科目は、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い,豊かな人間性を涵養する」ことを基本としているが,同時に,1-現代社会が提起する諸問題を直視しつつ,学問の再編成・総合化,さらには新たな学問領域の開拓への試みなどに基づく科目の開設,2-情報化社会や国際化などの現代的課題に関する学生からのニーズに応える科目の開設,3-専門教育科目の導入になりうるような科目の開設のみならず,大学院での教育までも視野に入れた教養科目の開設に留意している。教養科目の文化系科目では「哲学の世界」,「現代の倫理」,「現代人と宗教」などの科目で人間の精神活動の所産である思想や哲学を歴史のかつ多面的に学び,さらには人間の生きるべき道やモラル,生や死についての思索を深め,主体的に考えることの重要性を学ぶことを目的としている。「心の科学」では,人間の精神的な発達と文化的環境を総合的に論じる心理人類学の立場から己自身を知ることを通じて他者を理解することを目指している。「歴史学」,「比較文明史」はあらゆる学問の基礎となる歴史的思考を会得することを目的とし,東洋と西洋との文明を比較史的に考察することで,文明の興亡やダイナミズムを理解することを目指している。また,「美学美術史」では,奈良という立地特性を生かし,インド・中国・日本の仏教美術に関する基礎的な知識の修得を目指している。自然系科目では「数学入門」,「数学アラカルト」,「物理学の考え方」,「生活の中の物理学」,「化学の常識」,「環境と生物」,「細胞と生命」,「地球環境」など,文化系学生にも動機付けとなるような科目を配し,工夫している。また,女子大学の特性に応じた「ジェンダー生理学」はアクチュアルな主題の講義である。さらに総合科目として開講されている「部落史と部落問題」,「人権と差別」,「女性と社会」は人権問題への関心や女子大学という特性を生かしたジェンダー問題に関する科目であり,女子大学ならではの編成を行っている。また,放送大学との単位互換,実用英語技能検定合格者への単位認定など,学外の学習に単位を付与する体制にしている。実績としては平成13年度においても4人,8単位と少ないが,これは,学生自身が単位認定を希望せず,さらに当該大学での学習を望んでいる結果でもある。これらのことから,相応である。

教育課程の編成の実施形態(年次配当等)の体系性としては,共通科目は年次配当制は取らず上級学年でも履修可能にすることで,専門科目と関連付けた履修を促している。外国語は1・2

年次に配当されている。英語については,1年次で専門基礎英語,2年次で専門分野別英語及びオラルコミュニケーション(英語)が配当されている。年次配当などの体系性が保たれていることから,相応である。

教養教育と専門教育の関係としては,各学部の専門基礎的な内容をもつ学部共通科目の一部を「積極開放科目」として開放し,学部の壁を越えて学生が主体的に選択できるよう編成に配慮していることから,相応である。

授業科目の内容に関する状況について

授業科目と教育課程の一貫性としては,全学共通科目として設置されている教養科目(文化系,自然系,総合科目),外国語科目,保健体育科目の科目区分ごとの教育意図と各授業科目ごとの教育意図については,一貫性があると判断できることから,相応である。

貢献の程度(水準)

これらの評価結果を総合的に判断すると,目的及び目標の達成におおむね貢献しているが,改善の余地もある。

特に優れた点及び改善を要する点等

ここでは,前述の評価結果から,特に重要な点を,特に優れた点,特色ある取組,改善を要する点,問題点として記述することとしているが,該当するものがなかった。

3. 教育方法

目的及び目標の達成への貢献の状況

授業形態及び学習指導法等に関する取組状況について
授業形態（講義、演習など）としては、講義形式が殆どであるが、情報処理や外国語科目では演習形式が多い。学生が主体的に参加する形式の授業は少ない。外国語科目、保健体育科目は全学でクラス編成による授業を行っている。他に、展開科目で人数制限による少人数授業を行っている。また、教養科目のうち、2科目の授業で討論形式を採用している。これらのことから、一部問題があるが相応である。

学力に即した対応としては、自然科学系科目において、「数学入門」、「生活の中の物理学」、「地球環境」など、高校時代に十分に履修しなかった学生でも理解できる内容の科目を開講し、文化系の学生が自然科学を学びやすいように配慮している。これらのことから、相応である。

授業時間外の学習指導法としては、教員のオフィス・アワーは一部で導入されているが、少人数授業であるため、毎回、質問に来る学生も多く、特に全学的には設定していない状況である。教養教育に関するガイダンスは学部・学科別で行われている。これらのことから、相応である。

シラバスの内容と使用法としては、共通の様式が用いられており、全学生に配付されている。記載項目は、科目名、単位数、開講学期、授業方法、担当教官、授業概要・計画、教科書・参考文献、成績評価方法であるが、予習等の授業時間外学習についての指示がないことから、一部問題があるが相応である。

学習環境（施設・設備等）に関する取組状況について

授業に必要な施設・設備としては、主に教養教育に使用されている20の教室を中心に、マイク、OHP、ビデオ、コンピュータなどを整備している。教養教育に関するすべての教室・施設が同一キャンパス内にあり、教室等の移動に時間のロスがない。これらのことから、相応である。

自主学習のための設備・施設としては、附属図書館があり、平日は9時から21時まで、土曜日は10時から17時まで利用でき、閲覧室は257席確保されている。学生に対する利用満足度は調査されていないが設置してある投書箱には、平成13年度はわずか3件の投書があるだけで、不満はあまりないと推測される。これらのことから、相応である。

学習に必要な図書・資料としては、附属図書館の蔵書数は52万冊、学生1人当たり187冊である。教養科目については、担当教官が講義に関連して指定した必読書を「指定図書」として各2・3冊、配架している。これらのことから充実していると判断され、相応である。

IT学習環境としては、コンピュータ実習のための情報処理教

育室など5室に207台の端末が設置されている。そのうちの50台については、毎週2回17時から20時まで学生に開放されている。他に図書館に50台、学生会館に29台設置されており、平日は21時まで利用可能である。これらのことから相応である。

成績評価法に関する取組状況について

成績評価の一貫性としては、学期末試験やレポートの評価と出席状況などを勘案して評価している。成績評価は原則としてシラバスで公表している。成績評価方法については、100点満点の点数法で行い、学生には4段階で示しているが、その方法が一貫性をもって実施されているかについて、選択等の区分間、学期間で調和のとれるものになるような仕組みとしての工夫は特にされていない。これらのことから、一部問題があるが相応である。

成績評価の厳格性としては、教官による評価基準のばらつきを防ぐために、全学共通科目については85点以上を成績優秀者にしている。単位取得だけを考慮して履修することのないよう、優秀となるものの基準を引き上げている。平成12年度に比べ平成13年度は成績優秀者の割合が減少している。ただし、基準に即した成績評価が実際、厳格に行われているかについては組織的な検討は行われていない。これらのことから、一部問題があるが相応である。

貢献の程度（水準）

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。

特に優れた点及び改善を要する点等

教員と学生が双方向で思索を深める参加型の授業への取組が不十分であることは、改善を要する点である。

成績評価の方法について、一貫性をもって実施するために、仕組みとしての工夫が特にされておらず、改善を要する点である。

4. 教育の効果

目的及び目標で意図した実績や効果の状況

履修状況や学生による授業評価結果から判断した

教育の実績や効果について

学生の履修状況としては、教養科目では登録者の4分の3に成績判定がつけられ、そのうち9割が単位取得している。総合科目では学際的な内容のものや社会的諸問題を扱う科目、奈良の地域文化に関連する科目の履修者が多い。女性問題を扱う、特色ある科目にも高い関心が払われている。科目別の登録者・単位取得率等から、全体として履修状況は安定していると判断でき、学生の視野拡大に役立っている。これらのことから、相応である。

学生による授業評価結果としては、平成13年度のアンケートにより授業ごとの満足度が把握されている。結果からは、全体としては総合満足度が3点満点中2.0と比較的高い状況である。一方では同アンケート中の自由意見で「話し方がわかりにくい」、「何をいいたいのかわからない」など、授業によっては教員の指導方法に工夫の余地のあることがわかる。また、授業の理解度については、平成13年度のアンケートで、3点満点中1.9となっている。これらのことから相応である。

専門教育履修段階や卒業後の状況等から判断した

教育の実績や効果について

専門教育実施担当教員の判断としては、平成14年のアンケート調査で教養教育の効果・改善点についての意見を集約している。その中では、「教養教育の履修が、専門のための基礎学力の向上に繋がり、また視野の広がりがみられる」などの意見がある。一方で、一層の系統的な履修を望む意見や、社会問題への関心、英語能力、統計や情報処理などの充実を期待する意見がある。とくに、外国語教育においては、必ずしも専門教育で必要となる水準の力がついていないとの意見がある。また、教養教育に直接携わっていない専門科目担当教員が教養教育の目的や内容を十分理解していない一面も指摘されている。これらのことから提出された根拠資料・データは部分的ではあるが、一部問題があるが相応であると推定される。

専門教育履修段階の学生（専門教育を学んでいる立場から）の判断については、根拠資料・データの提示がなく、分析できなかった。

卒業後の状況からの判断としては、平成12年度にお茶の水女子大学と共同で実施された卒業生対象の調査で、「大学生活の評価」として、項目「豊かな教養を身につける」が上位にあがっている点が示されたが、教育の実績や効果の状況を判断できる資料・データではないことから、分析できなかった。

実績や効果の程度（水準）

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標で意図した実績や効果がある程度挙がっているが、改善の必要が相応にある。

特に優れた点及び改善を要する点等

ここでは、前述の評価結果から、特に重要な点を、特に優れた点、改善を要する点、問題点として記述することとしているが、該当するものがなかった。

評価結果の概要

1. 実施体制

この項目では、当該大学が有する目的及び目標に照らして、(1)教養教育の実施組織に関する状況、(2)目的及び目標の周知・公表に関する状況、(3)教養教育の改善のための取組状況の各要素について評価を行い、その結果を取りまとめている。

各要素の評価においては、教育課程を編成するための組織、教養教育を担当する教員体制、教養教育の実施を補助、支援する体制、教養教育を検討するための組織、目的及び目標の趣旨の教職員・学生への周知、目的及び目標の趣旨の学外者への公表、学生による授業評価、ファカルティ・ディベロップメント、取組状況や問題点を把握するシステム、問題点を改善に結びつけるシステムの各観点に基づいて評価を行っている。

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。

「特に優れた点及び改善を要する点等」としては、目的及び目標の趣旨を学外者へ公表していない点、FD 小委員会が実施している講演会等の研修事業への参加者数が少ない点を改善を要する点として取り上げている。

2. 教育課程の編成

この項目では、当該大学が有する目的及び目標に照らして、(1)教育課程の編成に関する状況、(2)授業科目の内容に関する状況の各要素について評価を行い、その結果を取りまとめている。

各要素の評価においては、教育課程の編成の内容的な体系性、教育課程の編成の実施形態（年次配当等）の体系性、教養教育と専門教育の関係、授業科目と教育課程の一貫性の各観点に基づいて評価を行っている。

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

「特に優れた点及び改善を要する点等」としては、該当するものがなかった。

3. 教育方法

この項目では、当該大学が有する目的及び目標に照らして、(1)授業形態及び学習指導法等に関する取組状況、(2)学習環境（施設・設備等）に関する取組状況、(3)成績評価法に関する取組状況の各要素について評価を行い、その結果を取りまとめている。

各要素の評価においては、授業形態（講義、演習など）、学力に即した対応、授業時間外の学習指導法、シラパスの内容と

使用法、授業に必要な施設・設備、自主学習のための設備・施設、学習に必要な図書・資料、IT 学習環境、成績評価の一貫性、成績評価の厳格性の各観点に基づいて評価を行っている。

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。

「特に優れた点及び改善を要する点等」としては、教員と学生が双方向で思索を深める参加型の授業への取組が不十分である点、成績評価の方法について、一貫性をもって実施するために、仕組みとしての工夫が特にされていない点を改善を要する点として取り上げている。

4. 教育の効果

この項目では、当該大学が有する目的及び目標において意図する教育の成果に照らして、(1)履修状況や学生による授業評価結果から判断した教育の実績や効果、(2)専門教育履修段階や卒業後の状況等から判断した教育の実績や効果の各要素について評価を行い、その結果を取りまとめている。

各要素の評価においては、学生の履修状況、学生による授業評価結果、専門教育実施担当教員の判断、専門教育履修段階の学生（専門教育を学んでいる立場から）の判断、卒業後の状況からの判断の各観点に基づいて評価を行っている。

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標で意図した実績や効果がある程度挙がっているが、改善の必要が相当にある。

「特に優れた点及び改善を要する点等」としては、該当するものがなかった。

意見申立て及びその対応

当機構は、評価結果を確定するに当たり、あらかじめ当該機関に対して評価結果を示し、その内容が既に提出されている自己評価書及び根拠資料並びにヒアリングにおける意見の範囲内で、意見がある場合に申立てを行うよう求めた。機構では、意見の申立てがあったものに対し、その対応について大学評価委員会等において審議を行い、必要に応じて評価結果を修正の上、最終的な評価結果を確定した。

ここでは、当該機関からの申立ての内容とそれへの対応を示している。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 実施体制</p> <p>【評価結果】 目的及び目標の周知・公表に関する状況について 目的及び目標の趣旨の教職員・学生への周知としては、シラバスで共通科目の内容を教職員（約 400 名）及び学生（2,187 名）に配布している。<u>他に特に取組が行われておらず</u>、周知の程度についても十分に確認できなかったことから、一部問題があるが相応である。</p> <p>【意見】 「他に特に取組が行われておらず」と断定的に表現されている点については、必ずしも事実を反映していない。</p> <p>【理由】 目的及び目標の周知・公表に関する取組みとしては、教員に対しては、教務委員会報告を主任会議及び教室会議を経て、さらに教授会でも行うなど全学的に周知を図っており、また、学生に対しては、単にシラバスの配布のみならず、全学ガイダンス及び学部別・学科別ガイダンスにおいても周知を図るなどの取組みがある。それらを自己評価やヒアリングにおいて十分に説明し、資料的に明示できなかった点は、指摘をまねがれ得ないが、評価結果の適切な表現に留意願いたい。</p>	<p>【対応】 左記の評価結果の記述を以下のとおり修正した。なお、「一部問題があるが相応である」については、原文のままとしている。</p> <p>『目的及び目標の趣旨の教職員・学生への周知としては、シラバスで共通科目の内容を教職員（約 400 人）及び学生（2,187 人）に配付している。他の取組や周知の程度については十分に確認できなかったことから、一部問題があるが相応である。』</p> <p>【理由】 シラバスの配布以外の取組については、根拠資料・データ等からは十分に確認できなかったが、大学の意見に挙げられている目的及び目標の周知・公表に関する取組がなされていることは理解できたため、上記のとおり修正した。</p>
<p>【評価項目】 教育の効果</p> <p>【評価結果】 履修状況や学生による授業評価結果から判断した教育の実績や効果について 学生の履修状況としては、教養科目では登録者の 4 分の 3 に成績判定がつけられ、その内 9 割が単位取得している。総合科目では学際的な内容のものや社会的諸問題を扱う科目、奈良の地域文化に関連する科目の履修者が多い。女性問題を扱う、特色ある科目にも高い関心が払われている。科目別の登録者・単位取得率等から、全体として履修状況は安定していると判断でき、学生の視野拡大に役立っている。これらのことから、相応である。</p> <p>【意見】 ヒアリング時点での本要素に関わる評価案は「優れている」であったが、今回の評価結果案では「相応である」と評価が下がっているが、その点についての</p>	<p>【対応】 原文のままとした。</p> <p>【理由】 判断結果において、「優れている」は特に顕著なものである場合に、「相応である」は目的及び目標に即して相応なものである場合に、「一部問題があるが相応である」は支障がない程度の問題を含む場合に用いることとしている。ヒアリング時に示した「書面調査段階での評価案」では、「優れている」との判断をしたが、その後の総合的な再検討において、大学における現状が、特に顕著なレベルとまではいえないこと、また特段の支障がないと認められることを考慮し判断した結果、最終的には当該判断とした。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>明確な説明がない。</p> <p>【理由】 ヒアリング時点での評価案では、「<u>学生の履修状況 教養科目では登録者の四分之三に成績判定がつけられ、9割が単位取得している。総合科目では学際的な内容のものや社会的諸問題を扱う科目、古都・奈良の地域文化に関連する科目に履修者が多い。履修状況は安定し、学生の視野拡大に役立っている。女性問題を扱う、特色ある科目にも高い関心が払われている。優れている</u>」であり、今回の評価結果（案）と表現上の差異はなく、評価のみが変動している。特にこの点に関しては、ヒアリングの事前確認事項もなく、また、ヒアリングにおいても言及がなかったにもかかわらず評価に変動が生じたことは理解できない。</p>	

特記事項

大学から提出された自己評価書から転載

本学における教養教育は、本学が小規模大学であり、さらに「女子の最高教育機関」としての伝統を自負しつつ今日に至ったこれまでの経緯を反映している。本学の教養教育の特色は、教員と学生との比較的密接なコミュニケーションに基づいた小規模クラスによる学習であり、質的なきめの細やかさを優先させた教養教育が志向されていることにある。

こうした特色は、本学が大綱化以前から、いわゆる「教養部」を持たず、教養教育を専門教育との密接な関連のもとに位置づけ運営してきた実施体制（組織）によって培われてきたものである。

たとえば本学では、「積極開放科目」と称して、基礎的な学部専門科目を他学部の学生にも開放しているが、こうした取組は、学生のより幅広く深い教養へのニーズに応えるものであり、大規模大学で実施されている教養教育との量的な格差を、専門教育との関わりによって補っているものである。

また、一層専門性のある深い内容を志向する学生を対象に、少人数の授業（「展開科目」）を開設している。こうした科目の開設は、高度でより専門的な内容への関心に基づくものであり、学生に教養科目の積極的な受講を促すものである。

本自己評価書の作成に際しては、とりわけ「教育の効果」に関して、専門教育に学んでいる学生や卒業生を対象とした評価資料（一定の評価基準に基づいて調査され、すでに公刊された資料など）が欠如していることが明らかになった。さらに、これまで教養教育に直接携わってきていない教員と、教養教育に携わってきた教員との間に、ある種の意識の隔たりがあることも判明した。

これらのことを踏まえつつ、教養教育の重要性を認識し、全学的な体制のもとに、本学らしい個性のある教養教育を工夫し、活性化させていくことが、今後の課題である。